

保育士・幼稚園教諭等及び放課後児童支援員等に対する処遇改善の実施について 資料 2

(事務事業：保育士…保育事業・町立保育所運営事業、放課後…子どもセンター運営事業)

1 事業概要

国は、保育士や幼稚園教諭及び放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度引き上げるための措置を令和4年2月から実施する。賃金改善を行う対象施設等に対し、必要な費用が補助されることとなり、本事業では公立の保育所等も補助対象となっている。

2 対象者

- ① 町内の認可保育所・認定こども園・幼稚園・小規模保育事業所・学童クラブに勤務する職員
- ② 町立保育所に勤務する会計年度任用職員（保育士）
- ③ 子どもセンター及び児童館に勤務する会計年度任用職員（放課後児童支援員等）

3 補助割合

国：10/10

※ただし、令和4年2月～9月までの限定補助であり、令和4年10月以降分については、民間施設は公定価格や補助事業での加算調整があり、公立施設は地方交付税措置等が取られる見込みである。

4 スケジュール

- R4.2.7 厚生文教常任委員会説明
- R4.3.2 補正提案
- R4.3～ 2月分賃金より処遇改善を反映

5 担当

子育て支援課児童係